

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ



8月は集団接種の日程を充実、接種の検討をお願いします

8月は4回目接種可能時期を迎える人が多いため、集団接種の実施日を充実させています。3回目接種の人の予約も可能です。ワクチンは感染時の重症化予防に有効ですので、ぜひ接種を検討してください。

●8月・9月の集団接種日程

【受付時間】全会場：9時15分～11時15分、13時15分～15時15分

【使用ワクチン】モデルナ社製

会場名	日程	会場名	日程	会場名	日程
三原会場 中央公民館	8月1日(月)	三原会場 中央公民館	8月20日(土)	本郷会場 本郷生涯学習センター	8月7日(日)
	8月2日(火)		8月21日(日)		9月10日(土)
	8月3日(水)		8月22日(月)		9月11日(日)
	8月6日(土)		8月23日(火)	久井会場 旧久井小学校屋内運動場	8月8日(月)
	8月7日(日)		8月24日(水)		8月9日(火)
	8月8日(月)		8月25日(木)		9月1日(木)
	8月9日(火)		8月26日(金)	大和会場 大和勤労福祉センター	8月1日(月)
	8月10日(水)		8月27日(土)		8月10日(水)
	8月11日(木)		8月28日(日)		8月11日(木)
	8月17日(水)		9月1日(木)		8月12日(金)
	8月18日(木)		9月2日(金)		9月2日(金)
8月19日(金)					

Q & A

Q 大雨や洪水などの気象警報が出ていても集団接種は実施されますか？

A 気象警報や避難情報の警戒レベル3「高齢者等避難」以上などが出ている場合は集団接種を中止することがあります。中止する場合は、対象者に電話やメールで個別に連絡するほか、市☎や三原市公式LINEでもお知らせします。

Q 接種券を無くしました。どうすればいいですか？



A 保健福祉課窓口、電話、郵送で再発行の申請ができます。事前に接種券が手元にあるか確認しておきましょう。
☎ 保健福祉課(〒723-8601港町三丁目5番1号☎ 0848-67-6019)へ

接種に関する悩みや専門的な相談窓口	広島県新型コロナワクチン接種コールセンター (☎ 082-513-2847)【24時間対応】
集団接種の予約キャンセルや接種券の再発行など一般的な相談窓口	市新型コロナワクチンコールセンター (保健福祉課内☎ 0848-67-6019)【平日9時～17時】

発熱など風邪の症状がある場合は
すぐ相談を

- ①迷わずに「かかりつけ医」など身近な医療機関へ電話で相談し、指示に従いましょう。子どもの場合は小児科に相談しましょう。
- ②かかりつけ医がないなど、相談先に迷う場合は県の「積極ガードダイヤル」【24時間対応】(☎ 082-513-2567)に電話で相談しましょう。診察・検査ができる医療機関が紹介されます。
※電話での相談が難しい人は、家族など代理の人に電話で相談してもらいましょう。

事業者向け 支援制度を紹介します

制度名・問い合わせ先	内容	
中小事業者 固定費支援金(市) 商工振興課 TEL 0848-67-6072  ↑市HP	対象 新型コロナの影響により、売り上げが減少した中小企業・個人事業主 支給額 1事業者=5万円 申請期限 8月31日(水)	要件 ●市内に本社と事業所(店舗)がある ●事業復活支援金(国)を受給している
中小事業者 負担軽減支援金(市) 商工振興課 TEL 0848-67-6072  ↑市HP	対象 新型コロナの影響に加え、原油価格や物価の高騰により、売り上げが減少した中小企業・個人事業主 支援額 1事業者=10万円 申請期限 9月30日(金)	要件 ●市内に本社と事業所(店舗)がある ●事業復活支援金(国)または中小事業者固定費支援金(市)を受給している ●上記支援金を受給していない事業者で令和4年4月～6月のいずれかの月の売上が、平成31年～令和3年の任意の年の同月の売上と比較して30パーセント以上減少している

個人向け 支援制度を紹介します

令和4年度の住民税非課税世帯が対象 臨時特別給付金

【給付額】1世帯あたり10万円

対象世帯	支給要件	手続方法	提出期限
①令和4年度 住民税非課税世帯	世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯	対象と思われる世帯には市から確認書または申請書を送付しています。内容を確認し、同封の返信用封筒で必要書類を返送してください。	確認書・申請書ともに 9月30日(金)まで
②家計急変世帯	上記①に該当しない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月以降の収入が減少し、①と同水準であると認められる世帯	申請書(社会福祉課、各支所、市HPなどに用意)と必要書類を提出先へ 【提出先】 ●持参:社会福祉課、各支所 ●郵送:社会福祉課(〒723-8601港町三丁目5番1号) ※詳しくは臨時特別給付金コールセンター(TEL 0848-67-6250)へお問い合わせください。	

【対象とならない世帯】

- 令和3年度の臨時特別給付金をすでに受給した世帯
 - 世帯の全員が住民税均等割の課税がある人に扶養されている世帯
- ※配偶者などからの暴力(DV)を理由に住民票を移さずに市に居住している人も対象となる場合があります。詳しくは社会福祉課(TEL 0848-67-6058)へお問い合わせください。
- ※確定申告や年末調整をされていない人は、申告をすることによって住民税が非課税となる場合があります。要件などについて、詳しくは市民税課(TEL 0848-67-6031)へお問い合わせください。
- ※暮らし、仕事、お金のことでの悩みは15ページの無料相談窓口「自立相談支援センターみはら」へ相談してください。



 臨時特別給付金
 コールセンター
 (TEL 0848-67-6250)
 ※土・日曜日、祝日を
 除く9時～17時。

↑市HP

傷病手当金

【支給額】給与の日額×2/3×休んだ日数(4日目以降)

※有給休暇など、給与の支払いを受けて休んだ日は「休んだ日数」に含みません。


☑ 次の要件を全て満たす人

- 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状により感染の疑いがあり、療養のために休職した
- 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している

●被用者である

※他の保険に加入している人は、加入している保険者に問い合わせてください。

※申請前に必ず電話で問い合わせてください。



 商 保険医療課(①国保に関すること TEL 0848-67-6050②後期高齢者医療保険に関すること
 TEL 0848-67-6056)

↑市HP